

図書館資料論(3)

出版と流通

1

ここでの留意点

- 「電子出版」(電子書籍)の進行に伴う変化の可能性？
- 日本の出版流通で留意すべき特徴
 - 取次
 - 寄託販売制度・再販制度
- 「学術出版」の領域の独自性
 - オープンアクセス、リポジトリ

2

出版の意義とプロセス

- 出版という行為のポイント
 - 「出版物」にまとめること: 出版社、編集者のチェックが入る→「信頼性」につながる
 - 多くの読み手に向けて発信すること: 作り手が自分の内容を読者に「共有」してもらうことを求める
- 「出版物の特徴」(p. 143)について
 - ④量より質、⑤少量生産 は現在は当てはまりにくい？
 - 本の「消費財」化の問題: どれだけの本が「古典」として生き残るか？
 - 多くの受け手を求める「マスメディア」、少数でよい「パーソナルメディア」

3

印刷技術

- 読みやすい本を大量複製するための技術
- コンピュータによる技術革新
 - DTP
 - ワンソース、マルチユース
 - 百科事典のデータベース化
 - 白書などの政府刊行物や自治体広報のウェブでの提供 など

4

電子出版

- 「パッケージ系電子メディア」として始まる
 - 1980年代半ばより 辞書・辞典類が中心
 - CD-ROMからDVD-ROMへ
- 「ネットワーク情報資源」としての「電子書籍」
 - パソコンや携帯電話で読むか、電子書籍専用の「端末」で読む(→「電子ペーパー」の開発)
- 著作権が切れた作品をインターネット上で提供
 - 国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」
 - ボランティアグループの「青空文庫」

5

青空文庫

6

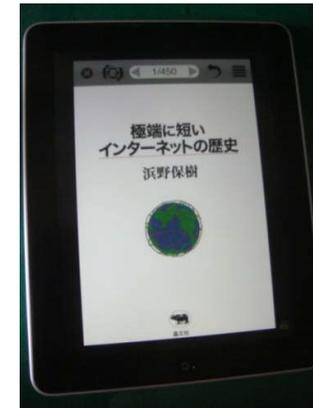
青空文庫での文献リストの例: 芥川龍之介

公開中の作品	
1.	愛読書の印象 (新字旧仮名、作品ID: 4872)
2.	松 (新字旧仮名、作品ID: 16)
3.	芥川龍之介歌集 (新字旧仮名、作品ID: 178)
4.	アグニの裡 (新字旧仮名、作品ID: 15)
5.	アグニの裡 (新字新仮名、作品ID: 43014)
6.	悪魔 (新字旧仮名、作品ID: 3804)
7.	浅草公園 或シナリオ (新字新仮名、作品ID: 21)
8.	兄貴のよび心持 ——菊池寛氏の印象—— (新字新仮名、作品ID: 43361)
9.	あの頃の自分の事 (新字旧仮名、作品ID: 17)
10.	あはばばば (新字旧仮名、作品ID: 14)
11.	鴉片 (新字旧仮名、作品ID: 1138)
12.	或阿呆の一生 (新字旧仮名、作品ID: 19)
13.	或敵打の話 (新字新仮名、作品ID: 73)
14.	或旧友へ送る手記 (新字旧仮名、作品ID: 20)
15.	或社会主義者 (新字旧仮名、作品ID: 3827)
16.	或日の大石内蔵助 (新字新仮名、作品ID: 122)
17.	或恋愛小説 (新字新仮名、作品ID: 129)
18.	闇中間答 (新字旧仮名、作品ID: 18)
19.	塞聴の書 (新字旧仮名、作品ID: 3767)
20.	鯉田蛇笱 (新字新仮名、作品ID: 43362)

7

近年の「電子書籍ブーム」をめぐって

- 「リーダー」の発展
 - iPad、Kindleが代表的
- コンテンツ
 - 「一般書」が中心
- 議論の観点
 - 出版産業の立場で
 - 「書き手」の立場で



8

さまざまな課題: 湯浅氏の文献をもとに

- 日本での流通ルートは実はバラバラ...
 - 従来の図書・雑誌の流通が、「取次」(後述)をもとにまとまっているのとは対照的
 - 統計もまとまっていない
- フォーマットの不統一
- 販売形態: 「章ごと」など「ばら売り」の可能性?
- 図書館の役割
 - パッケージ化されていない電子出版コンテンツ(特にケータイ小説)についても、図書館はコレクションとして把握する責任(とりわけ保存の責任)があるのでは? → 国立国会図書館の動向

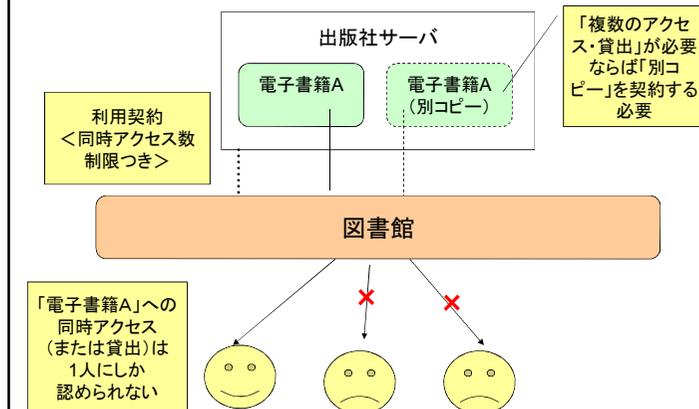
9

図書館での電子書籍の利用

- 東京・千代田区立図書館の場合
<https://weblibrary-chiyoda.com/>
 - 千代田区在住・在勤・在学の者が利用可
 - 「貸出」= 期間限定ファイルのダウンロード
 - 「貸出期限」が切れるとファイルは消滅
 - 「書き込み」の利用を前提とする問題集のコレクションが多い
 - 「複本」がない限り、同じタイトルの本を複数の利用者が「借りる(ダウンロードする)」ことはできない
- 大学図書館の場合
 - 英文の教科書、モノグラフなど
 - 利用法は電子書籍の種類や契約による
 - 「同時利用」ができる場合、できない場合

10

図示



11

電子書籍をめぐる、ひとまずの結論?

- 「電子書籍」が最終的にどのような形に落ち着くかは、判断を下せない
 - フォーマット + リーダーやデバイス
 - これらを図書館でどう活用するか
- ただし多様な「電子書籍」が、図書館のあり方の再考を促しているのは確か
 - 出版市場の動向を見る限り、「紙の出版物」だけに固執するわけにはいかない
 - 「長期間にわたるコンテンツの保存・アクセス」の対象をどう定めるか?

12

出版流通と「市場」

- 財としての特徴: 何が「価値」のある本(内容)か、は人によってまちまち → 何が「売れる」かは前もって定めにくい
- 流通構造(p. 145 4-5図)
 - 「取次」(問屋)の存在の大きさ: 日販、トーハンの大手2社、その他総合的な取次のほか、専門分野に特化した中小の取次がある
 - CVS(コンビニエンスストア)ルートが上昇傾向
 - オンライン書店(Amazonなど)も盛んに

13

日本の出版流通の特色(1):「委託」

- 委託販売制度と、取次の機能
 - 委託販売制度: 定められた期間内であれば、書店は出版社に書籍や雑誌を自由に返品(返本)できる、というしくみ
 - 売れ残りが出ても、書店にリスクは小さいが、出版社にはリスクが大きい
 - 近年では高い返本率を招いている
- ↓
- 「委託」に基づく取次の「配本」
 - 配本: 書店からの発注に基づくものではなく、取次が書店の規模や売れ行き傾向に応じて商品(書籍・雑誌)の供給をコントロールするしくみ
 - 書店からの注文に応じて取次が商品を届ける「注文」は1冊単位で取り扱うものであるが、重視されない

14

委「託」の字を間違えないように!

託

15

取次

- 役割
 1. 新刊の小売(書店)への配本
 2. 小売からの返本の引き取り → 出版社へ戻す
 3. 出版社・小売への情報提供: どのようなジャンルの本が売れているか、など
 4. 金融: 書店からの売上金を出版社へ渡す

16

委託販売制度・取次がもたらす 近年の問題

- 物流としての出版流通の位置づけ
 - 「規模の経済」が働く
- ↓
- 大書店、メガ書店の増加と中小書店の減少・廃業

17

「委託」以外の形態

- 買切制: 書店からの注文に基づいて出版社が納品。返品は不可
 - P. 157の注1)にあるような学術書・専門書の出版社に多い
 - 『ハリー・ポッター』(静山社)の第4巻以降も買切
- 責任販売制: 出版社が注文通りに書店に納品する代わりに、書店は責任をもって仕入れた本を売る(返品に上限を設けるか、返品の際に書店に負担を求める)
 - 最近増加傾向: 書店の取り分を増やし、販売の意欲を持たせる
- 取次を介さず、出版社が書店と直接に取引を行うケースも

18

日本の出版流通の特色(2): 「再販」

- 再販制度: 出版社が書籍等の定価を決め、書店で販売できる制度
 - 日本では定価販売は独占禁止法違反となる(売り手の側で売値を固定してはいけない)が、書籍・雑誌・新聞などは例外扱い
 - 「定価販売をしてよい」という意味であり、定価販売が義務づけられているわけではない
- メリット: 地域や店舗を問わず同一価格で書籍等を購入できる
- デメリット: 需要・供給関係に応じた柔軟な価格設定ができにくい
 - 「再販制度の弾力的運用」へ
 - 例: 「自由価格本コーナー」

19

図書館への流通

- 一般書店の注文品の場合と同様のルート: 書店での「委託販売」(取次からの配本が中心)と比べ、入手に不利になりやすい
- 見計らい: 「委託販売」の一環。取次が「売れ筋」の本をあらかじめ図書館に送付する。迅速な入手が可能だが、図書館の希望する本と一致しない場合もある
- 図書館流通センター(TRC): 図書館向けの注文を受け付け。カバーなどの「装備」も行う

20

学術出版

- 商業出版と同様のルート、あるいは独自のルート(大学、研究所等から図書館へ直接送付。紀要などの交換も多い)
- シリアル・クライシス:外国の学術雑誌の価格の高騰(出版社の寡占の影響が大きい)
↓
- 解決への道:図書館界の主導で、既存のものにかわる学術雑誌の発行を支援
- 電子化のなかでの学術情報流通の革新
 - MEDLINEPlus:アメリカでの医学論文が無料で手に入る

21

学術出版の新しい流れ(1)

- CiNii(サイニイ)
 - 国立情報学研究所が運営
 - 学術論文の検索と本文入手が可能
 - 検索は無料、本文入手は無料あるいは有料(論文の種類による)
 - 紀要論文の多くは無料で入手可
 - 新機能の追加
 - 「著者検索」:同姓同名の人物を区別
 - 「関連著者」の表示

22

学術出版の新しい流れ(2)

- 機関リポジトリ(「レポジトリ」などの表記もある)
 - 大学等の単位で論文などの研究成果を整理しウェブ上で公開するしくみ 「電子書庫」?
 - 意義:「シリアル・クライシス」への対抗、研究成果の社会への還元
 - 日本国内の機関リポジトリは150近く(2011年7月時点で)
 - 複数の大学などが共同で運営するリポジトリを含む(広島、山口、愛媛など)

23

京都大学 学術情報リポジトリ “KURENAI”

660 図書館機構
コミュニティ・ホームページ

検索対象: 660 図書館機構
検索
あるいは、ブラウズ | タイトル | 著者 | キーワード | 日付

このコミュニティのコレクション

- 電子化テキスト
- 貴重資料画像
- 学術雑誌掲載論文等
- 報告書
- 展示会・企画展図録
- 教材
- プレゼンテーション資料

24

KURENAIのコンテンツの一例 (古賀の昔の授業資料)

ファイル	記述	サイズ
description.pdf	KURENAIでの公開にあたって	119.97 kB
toyo06_syl.pdf	シラバス	135.98 kB
toyo06_01.pdf	第1回 専門資料論のイントロダクション	152.03 kB
toyo06_02.pdf	第2回 研究活動と専門資料の総論	189.96 kB
toyo06_03.pdf	第3回 専門分野の特性と資料(1): 人文科学と社会科学	172.15 kB
toyo06_04.pdf	第4回 専門分野の特性と資料(2): 自然科学、工学・工業技術	195.5 kB
toyo06_05.pdf	第5回 専門資料の種類(1): 総論	157.72 kB
toyo06_06.pdf	第6回 専門資料の種類(2): 自然科学、工学・工業技術の資料	184.59 kB
toyo06_07.pdf	第7回 専門資料の種類(3): 人文科学、社会科学の資料(1)	186.15 kB
toyo06_08.pdf	第8回 専門資料の種類(4): 人文科学、社会科学の資料(2)	178.62 kB
toyo06_09.pdf	第9回 専門資料の流通と利用	169.42 kB
toyo06_10.pdf	第10回 研究活動と専門資料の問題点(復習): ドキュメンタリー番組から学ぶ	101.7 kB
toyo06_11.pdf	第11回 専門資料の新たな動向	131.36 kB
toyo06_12.pdf	第12回 講義の総まとめ	139.07 kB
toyo06_ans.pdf	レジュメ空欄への回答	125.9 kB

タイトル: 専門資料論 (2006年度秋学期 東洋大学文学部・社会学部 授業資料)
 著者: 古賀, 崇 [NII 研究電子ジャーナル](#)
 著者名の別形: Koga, Takashi
 発行日: Jan-2007

25

広島県大学共同リポジトリ (HARP 14機関参加)

広島県大学共同リポジトリ
Hiroshima Associated Repository Portal

HARPについて | 広島県大学図書館協議会

検索

ブラウズ

- タイトル
- 著者
- 資料タイプ
- 日付

ヘルプ

登録(管理者専用)

パスワード変更

HARP >

HARP (Hiroshima Associated Repository Portal) : 広島県大学共同リポジトリは、広島県大学図書館協議会の運営する広島県内の公・私立大学間による共同リポジトリです。参加機関の教育研究成果を蓄積・保存し、無償で発信します。 [詳細](#)

※平成22年12月から呉工業高等専門学校がHARPに参加しました。

参加大学

- 呉工業高等専門学校 = Kure National College of Technology [89]
- 広島大学 = Onomichi University [698]
- 広島国際大学 = Hiroshima International University [217]
- 広島国際学院大学 = Hiroshima Kokusai Gakuin University [112]
- 広島女子学院大学 = Hiroshima Jogakuin University [473]
- 広島工業大学 = Hiroshima Institute of Technology [617]
- 広島市立大学 = Hiroshima City University [1100]
- 広島文化学園大学 = Hiroshima Bunka Gakuin University [411]
- 広島文教女子大学 = Hiroshima Bunkyo Women's University [538]
- 広島経済大学 = Hiroshima University of Economics [1079]
- 日本赤十字広島看護大学 = The Japanese Red Cross Hiroshima College of Nursing [128]
- 比治山大学 = Hijiya University [386]
- 県立広島大学 = Prefectural University of Hiroshima [604]
- HAUL 広島県大学図書館協議会 [1]

26

公貸権論争

- 日本で話題になったきっかけ
 - 公共図書館における「ベストセラー大量購入・貸出」に対する作家・出版社からの批判
 - 背景に90年代半ば以降からの出版市場の縮小 (ブックオフやマンガ喫茶への批判も同時に行われる)
- 海外で導入されている「公共貸与権(公貸権)」を導入すべし、との意見
 - 「自国文化や文芸の振興」か? 「出版活動に対する国からの介入」か?

27

公貸権関連の補足

- 著作権とは: 著作者が自分の著作物の流通をコントロールする権利
- 日本の著作権法: 現在では書籍・雑誌についても貸与権が適用される(第26条の3)
 - 「附則第4条の2」の廃止 (p. 167 注1))
 - 図書館などにおける非営利目的・無料の書籍・雑誌の貸与は、著作者からの許諾を得なくとも実行できる(第38条第4項)
 - 「映画の著作物」を図書館等で無料で貸与する場合は、補償金の支払いが必要(第38条第5項, p. 44も参照)

28

それぞれの立場

- 図書館:「利用者の求めに応じる」姿勢
 - 複本(同一タイトルの複数購入)を大量に用意する流れも
- 出版社、著作者:利益の確保
 - 図書館での貸出によって販売の利益が損なわれる、との見方
 - 一定期間の貸出禁止、あるいは貸出分の金銭的保障を求める
- 図書館界・出版界の共同調査で分かったこと
 - 極端な複本は多くはない
 - 図書館には書籍を長期的に保有・提供する機能がある

29

公貸権論争の教訓

- 図書館界としては利用者だけではなく、資料を供給する側としての出版社、著作者をも意識することが迫られる
 - この点は「船橋西図書館事件」(後述)の教訓でもある
- 一方、「書籍の長期的保有」という図書館の独自性も明らかに
- 「大量出版、大量かつ一時的な消費」という出版界の問題点も見えてきた
- ↓
- 図書館界と出版界・書店との共存へ??

30

図書館資料論(4)

図書館の自由

31

図書館の自由

- 情報・知識を受け取り、自らの思想・信条を構築していく自由(知る自由)が、図書館において保証されるしくみ
- 図書館の自由の要素
 - 資料の自由な収集・提供
 - 上記に携わる図書館員の身分の保障(外部からの不当な介入を退ける)
 - 読者のプライバシーの保障
- アメリカを中心に発展
 - 「9月11日」以降、「テロとの戦い」の中で揺れているが...

32

日本での「図書館の自由に関する宣言」 (別紙④参照)

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
 - 第2 図書館は資料提供の自由を有する
 - 第3 図書館は利用者の秘密を守る
 - 第4 図書館はすべての検閲に反対する
- 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1954年制定: 第1～第3を掲げる
- 1979年改定: 第4とその後の「団結」を追加

33

「図書館の自由」について注意すべき点

- 誰に対する、何に対する「自由」か？
 - 図書館が「自由気まま」に資料の収集・提供・廃棄を行っていい、というわけではない(後述の船橋西図書館事件を参照)
 - 資料の収集・提供・廃棄に圧力がかった場合、図書館がそれに対抗するための論拠
 - 言い換えれば、資料の収集・提供・廃棄をどのような形で行うか、図書館が外部に対して説明するための論拠
- 「図書館の自由に関する宣言」は法律や規則ではない
 - 図書館が自主的に守るべきもの

34

「図書館の自由」と出版

- 出版流通構造との関係
 - 前述の「新刊書店・古書店・図書館の特徴」を参照
→ 書店で流通しにくい、また書店・古書店で「ストック」されにくい書籍・情報を図書館でカバー
- 出版内容との関係
 - 「図書館のコレクション(蔵書)を通じて、多様な見解の表明を保障する」が基本
 - 社会的公正、正義、人の尊厳といった側面は？
 - 最近の例: 「徳山工業高専学生殺害事件」(2006年9月)の加害者少年について実名報道した新聞・雑誌の扱い

35

“「図書館の自由」と出版”に関連して

- 少年法第61条(記事等の掲載の禁止)
「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」
→ただし、これに反した場合の罰則は定められていない

36

「船橋西図書館事件」について(別紙⑤参照)

- 判旨1: 公立図書館は「住民に図書館資料を提供するための公的な場」であり、著作者が「その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場」である
 - しかし、図書館はあらゆる著作物を継続して住民に提供する法的義務を負うわけではない
- 判旨2: 「公立図書館の図書館職員が(すでに)閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄」- 著作者の「意見伝達」の利益を損なう

37

「船橋西図書館事件」の教訓

- どの本を選び、どの本を除去するか、の基準は、著作者や住民が納得するものとすべし！(基準に関する説明責任を図書館は負う)
... 「図書館の自由」を、「図書館における説明責任」+「図書館の任務」の観点で再検討する契機に
- 後に述べる「資料収集方針・選択(選書)基準」の重要性につながる

38

インターネット資源と知る自由: 図書館への「フィルターソフト」の導入をめぐる

- フィルターソフト導入の賛成論
 - 図書館の資料選択と同列に扱うことができる
- フィルターソフト導入の反対論
 - インターネット接続は、ネット上のすべての資料・情報を購入したのと同じ
 - アクセス制限にかかわる基準を図書館がコントロールできない: 現在では図書館の意見を取り入れたフィルターソフトの開発も進む

39

日本の公共図書館でのフィルターソフト導入の現状

- 矢作明子・辻慶太「フィルタリングソフトの性能と公共図書館への導入状況に関する実態調査」『図書館界』60(5), 2009, p. 290-301.
 - 公共図書館155館において、都道府県立は85.3%、市区町村立図書館は76.9%がソフトを導入
 - 多く導入されているソフトの問題点も指摘
 - ことばを誤認識してブロック、「学校裏サイト」など新しい概念はブロックしない、など

40

フィルターソフト導入(フィルタリング) の制度化へ

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(略称: 青少年インターネット利用環境整備法)
 - 2008年6月18日成立、2009年4月1日施行
 - 青少年(=18歳未満の者)が、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための環境整備につき、国・自治体やプロバイダ、ソフト開発業者などに努力義務を課す
 - 青少年有害情報=犯罪・自殺を誘発する情報、わいせつ情報、残虐な内容の情報

41

インターネット資源と知る自由:別の角度から

- どの情報にアクセスできる(できない)の基準は、検索エンジンやフィルターソフトなどネット上のしくみでは明確なものとなっているか?
 - 「技術を信頼すればよい」と言えるか?
- 多様な見解の表明が保障されているか?
- プライバシーの保障は?

42

「図書館の自由」に引きつけると...

- 「インターネット資源と知る自由」の問題は、「図書館の自由」の3要素(資料の自由な収集・提供、図書館員の身分の保障、読者のプライバシーの保障)と照らし合わせて考えるべし
- 「資料収集方針・選択(選書)基準」の明確さ、信頼性の要件は、インターネット資源へのアクセスについても当てはまるはず
- 国にせよ民間にせよ、どのような意図での「情報アクセスへの制限」を行っているのか??

43